

## ＜がん政策部会：平成 23 年度事業計画の評価＞

沖縄県がん診療連携協議会では、平成 23 年度事業計画について

1. 「沖縄県がん対策推進基本計画に対する中間報告書」の策定
2. 「平成 24 年度沖縄県がん対策に向けた提案書」の策定
3. 「沖縄県がん対策推進基本計画に向けた提案書」の策定
4. 「沖縄県のがん対策に関するタウンミーティング」の開催

を当初事業計画として提出した。しかし、平成 23 年度においてがん政策部会として実施したのは、「沖縄県がん対策推進条例（仮称）」（以下、がん条例）の早期かつ実効性のある制定に向けた取り組みのみであった。

具体的には、平成 22 年にがん政策部会が策定し、がん診療連携協議会において了承および提案された「沖縄県がん対策推進基本条例（沖縄県がん診療連携協議会案）」（以下、協議会案）をもとに、県のパブリックコメント及び条例案の策定に対して、「沖縄県がん対策推進基本条例（仮称）制定に向けた協議会からの要望について」（平成 23 年 9 月）、「沖縄県がん対策推進条例（仮称）の早期制定に関する要望書」（平成 23 年 11 月）を提言した。それぞれ

- 沖縄県において早期に「沖縄県がん対策推進条例（仮称）」を制定すること
- 「沖縄県がん対策推進基本条例案（沖縄県がん診療連携協議会案）」を含め、県内各団体からの意見を広く集約して、がん条例を制定すること
- 協議会案において記された条項の中で、他府県において制定された条項については、沖縄県がん対策条例の中でも制定することを特に検討すべきであるということ

を求めた。これらの要望書および県内各所への提言や働きかけにより、平成 23 年 11 月には琉球新報、沖縄タイムス等県内各メディアにおいて、がん条例に関する報道や論説が複数回にわたって掲載され、条例の早期かつ実効性のある制定に向けた県内での議論の活発化に一定の寄与があったと考えられる。また、協議会案については、「大阪府がん対策推進条例」においても協議会案をもとにした策定が行われたことが、大阪府庁関係者により新聞において記され、大阪府の条例は現在の他県の策定にも大きな影響を与えていることについても留意が必要である。

一方で、前記の通り当初事業計画については、条例の制定に関わる提言活動に多くを割いたことから、進捗がみられなかった。平成 24 年度の事業計画においてその実施を再度規定するとともに、県内有識者を含む多様な委員による貴重な知見を活かすためにも、平成 24 年度の部会会議および事業の実施について、再検討する必要があると考えられる。